

# 令和7年度（2025年度）熊本県公契約条例推進委員会

日時：令和8年（2026年）1月22日（木）  
午後3時00分から  
場所：熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

## 次 第

### 1 開会

### 2 議題

#### （1）公契約条例に係る令和7年度の取組状況について

- ・ 熊本県の契約に関する取組方針の概要について 資料1
- ・ 令和7年度重点取組事項に係る取組状況について 資料2
- ・ 適切な価格転嫁が図られる手法の検討について 資料3
- ・ 公契約条例に係る取組状況について（R7.12.1現在） 資料4

#### （2）公契約条例に係る令和8年度に重点的に取り組む事項について 資料5

### 3 閉会

参考資料1	持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例
参考資料2	熊本県公契約条例の概要
参考資料3	熊本県の契約に関する取組方針
参考資料4	熊本県庁内への周知文書

熊本県公契約条例推進委員会 出席者名簿

【委員】

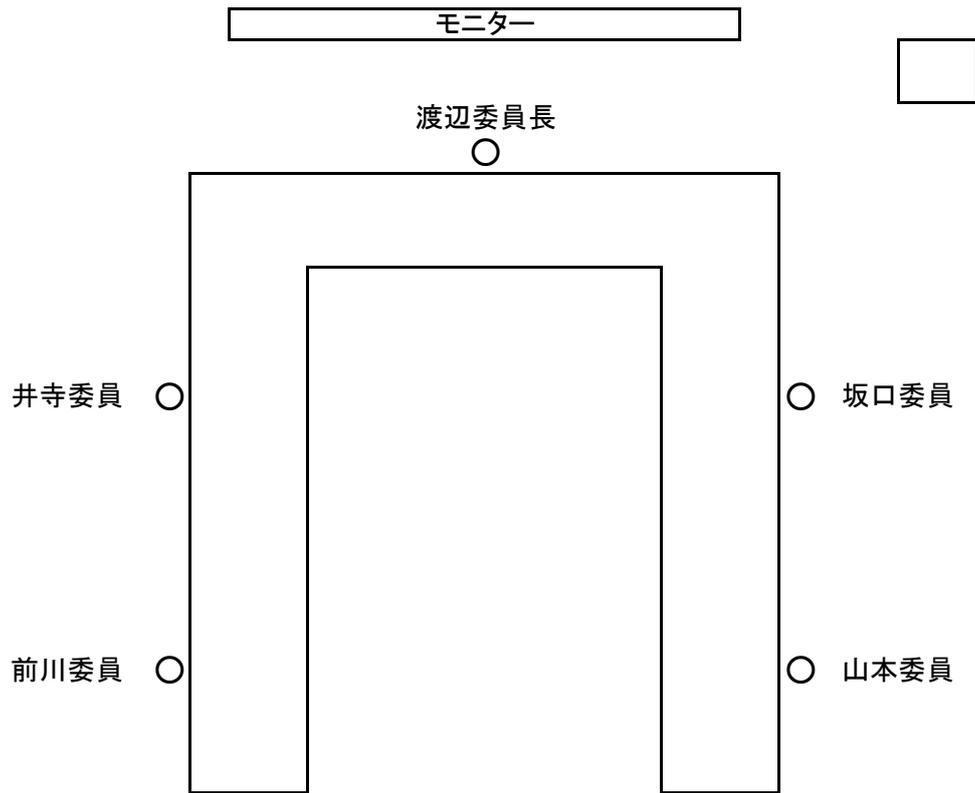
(敬称略)

委員長	弁護士	わたなべ えみ 渡辺 絵美
委員	熊本県立大学総合管理学部 准教授	いでら みほ 井寺 美穂
委員	熊本県経営者協会 会長	さかぐち よういちろう 坂口 洋一朗
委員	熊本県建設産業団体連合会 会長	まえかわ ひろし 前川 浩志
委員	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長	やまもと ひろし 山本 寛

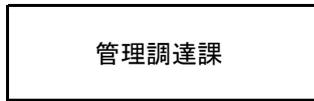
【事務局（熊本県）】

出納局	会計管理者	野中 眞治
出納局 管理調達課	課長	阿南 秀二
	審議員	市村 美紀
	課長補佐 (管理担当)	東 修
	参事	古庄 亜弥
商工労働部 労働雇用創生課	課長	荒木 貴志
	主幹	東 恵
土木部 監理課	課長	安田 昌史
	主幹	廣田 健一
土木部 土木技術管理課	首席審議員 兼課長	弓削 真也
	主幹 (技術管理担当)	興梠 博宣

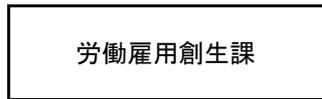
熊本県公契約条例推進委員会 配席図



○ ○  
東課長補佐 野中  
会計管理者



○ ○  
阿南課長 市村審議員



○ ○  
東主幹 荒木課長



○ ○  
安田課長 弓削課長



○  
古庄参事



○ ○  
廣田主幹 興梠主幹

報道席



○ ○



○ ○

傍聴席

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

## 熊本県公契約条例推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 「持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例」(以下「条例」という。)の適切な運用を図るため、条例第8条に基づき学識経験者及び関係団体の意見を聴く場として「熊本県公契約条例推進委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会の委員は、5人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 労働者団体の代表者

3 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができるものとする。

### (委員長)

第3条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名した者がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、必要に応じて県が開催し、委員長がその議長となる。

2 委員は、その指名する者を代理人として出席させ、意見を述べることができる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県出納局管理調達課において処理する。

### (雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附則

1 この要綱は、令和4年11月29日から施行する。

2 第2条第3項の規定にかかわらず、令和4年度に委員に任命された者に限り任期を令和7年3月31日までとする。

# 熊本県公契約条例推進委員会委員

令和10年(2028年)3月31日まで

氏名	職名
井寺 美穂	熊本県立大学総合管理学部 准教授
坂口 洋一郎	熊本県経営者協会 会長
前川 浩志	熊本県建設産業団体連合会 会長
山本 寛	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
渡辺 絵美	弁護士

(50音順)

# 基本理念1

契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

## 1 契約の透明性の確保

- 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。

## 2 競争の公正性の確保

- 契約の方法は一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性を確保する。また、指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。

## 3 談合その他の不正行為の排除

- 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件等に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。

# 基本理念2

総合的に優れた内容の契約締結

**重点** 業務委託(建設工事関係を除く)に係る労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討します！

## 1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

- 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。

## 2 価格以外の多様な要素の考慮

- 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。
- 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

# 基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

## 1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

- 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。  
**重点** 労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！(契約書への条項記載：R5.7~)
- 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

## 2 県内事業者の受注機会の確保

- 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。
- 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。
- 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

**重点** 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！(R6.4~)

## 3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の立案

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、プライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組や、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。
- 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

## 4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の立案

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

# 基本理念4

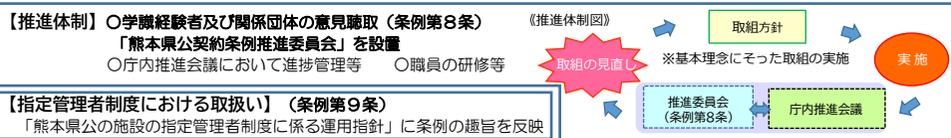
事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の立案

- 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。
- 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

# 広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

**重点** 効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！



# 令和 7 年度 重点取組事項に係る取組状況について

- 重点 1 労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討・・・資料 3 で別途説明
- 重点 2 労働関係法令順守を担保する方法の検討
- 重点 3 企画コンペ等における事業者の取組みの評価について、評価項目や加点の方法等を検討
- 重点 4 効果的な方法を検討し、広報・周知

# 【重点1】 労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討

## ■ 国における価格転嫁等に係る経過

※詳細については別添参考資料4を参照

年月日	件名	発出元等
R5.11.29	労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針	内閣府 公正取引委員会
R6.1.12	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について	総務省
R6.12.20	労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について	総務省
R7.4.22	令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針	閣議決定
R7.4.22	地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について	総務省
R7.6.13	経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太の方針）	閣議決定
R7.6.13	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（実行計画）	閣議決定
R7.6.26	地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について	総務省

# 【重点1】 労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討

---

## ■ 県における検討状況

- 令和7年度の重点取組事項として「適切な価格転嫁が図られる制度について検討」を掲げていること
- 国の骨太の方針や総務省からの通知において、適切な価格転嫁を実現するための具体的な制度の1つとして「スライド条項の導入」を求められていること。

これらのことから、  
制度について比較検討を行った。  
詳細については**別途資料3**により説明

## 【重点2】労働関係法令遵守を担保する方法の検討

### ■ 実施内容

100%

- 入札参加資格審査において、社会保険に加入していること（加入義務のない者を除く）を必須条件としている。(R6.9～)
- 労働関係法令遵守を働きかける観点から関係条文を契約書に記載(R5.7～)

ほぼ100%

契約書のひな形を作成し、手引きへの掲載、研修での周知、会計課での事前合議時のチェック

- 適切な積算（労務単価を含む）、適切な予定価格の設定を行うよう所属へ周知
- 最低賃金の改定について、県ホームページを通し、広く周知広報を実施。(R7.12～)

国通知等の周知のほか、  
予算編成方針説明会に  
おいても説明

## 重点3 企画コンペ等における事業者の取組みの評価について、評価項目や加点の方法等を検討

### ■ 実施内容

企画コンペ方式、プロポーザル方式又は総合評価競争入札の審査において、県が推進している事業に係る評価項目を設定し、事業者の取組状況の評価を実施。(R6.4～)

### ■ 実績

R6.10～の追加項目の一部設定漏れ：5件  
評価項目自体の設定漏れ：1件

対象期間	R6.4～12月の実績	R7.1～12月の実績
割合（件数）	94.8% (184件/194件)	↑ 97.1% (204件/210件)

# 重点3 企画コンペ等における事業者の取組みの評価について、評価項目や加点の方法等を検討

## ■ 評価項目

※R6.4.1から制度開始

分野	評価項目	登録数	
		R5	R6
働く環境の整備	①「熊本県ブライト企業」の認定	424社	510社
多様な人材の活躍	②障害者就労施設等の製品等の調達実績		
環境配慮	③省エネルギー、エネルギーシフト等の推進の認証等 ・事業活動温暖化対策計画書制度 ・エコアクション21 ・RE100 ・再エネ100宣言RE Action	279件 7,521件 85件 10団体	290件 7,543件 91件 12団体
	④森林吸収量認証書の交付実績 (熊本県森林吸収量認証制度実施要綱による)	14件	18件
その他の持続可能な社会の実現	⑤熊本県SDGs登録制度の登録	2,233件	2,191件
	⑥パートナーシップ構築宣言の登録 (R6.10~追加)	※449社	※730社

※⑥のみR6とR7の数

## 重点3 企画コンペ等における事業者の取組みの評価について、評価項目や加点の方法等を検討

### ■ 追加希望があった評価項目

分野	制度名【担当課】	制度の概要	検討事項
事業者による地域経済の振興	熊本県渋滞対策パートナー登録制度  【交通政策課】	時差出勤、テレワーク等の渋滞対策に資する取組みを行っている熊本県内の法人等で希望する事業者を登録する制度 (R7.11.14現在の登録数：275社)	<p>【県が推進している事業であるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が推進している事業である。</li> </ul> <p>【事業の概要や事業者の提出書類などが分かりやすいか、また、所属で確認が容易であるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい。</li> <li>・登録証で確認可能。</li> </ul>
多様な人材が活躍する社会	協力雇用主の登録  【くらしの安全推進課】	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、または雇用しようとする雇用主を登録する制度 (R7.12.9現在の登録数：440社)	<p>【県が推進している事業であるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県が推進している事業である。</li> </ul> <p>【事業の概要や事業者の提出書類などが分かりやすいか、また、所属で確認が容易であるか】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分かりやすい。</li> <li>・登録証で確認可能。</li> </ul> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公契約条例がある他県（愛知県・静岡県）でも採用済み。</li> </ul>

## 重点3 企画コンペ等における事業者の取組みの評価について、評価項目や加点の方法等を検討

### ■ 公契約条例推進委員会での提案事項

- 入札参加資格審査格付における評価項目の追加

#### えるぼし認定

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況)

#### くるみん認定

(次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況)

物品購入契約等及び業務委託契約の

**「入札参加資格審査格付」**  
において、システムを改修し、  
評価項目に追加予定(R8.4から)

### ■ その他の取組状況

- 所属で追加している評価項目について、公契約条例のHPで紹介

## 重点4 効果的な方法を検討し、広報・周知

### ■ 実施内容

約990件

- 入札参加資格更新通知にチラシを同封 (物品・委託)
- ポスター掲示、パンフレットの設置
- 動画は引き続き県YouTubeチャンネルに掲載中
- 入札参加資格更新お知らせ八ガキへの動画のQRコード掲載

引き続き、様々な媒体を活用し、県民・事業者の皆様に向けて、状況に応じた広報・周知を図る。

# 労務費等の適切な価格転嫁に係る手法の検討

- 1 事前検討（手法の比較）
- 2 公契約におけるスライド条項の導入について
- 3 スライド条項の導入に係る検討
- 4 債務負担行為の設定以外の複数年契約に係る検討
- 5 今後のスケジュール

# 1 事前検討（手法の比較）

手法		契約書の条項に基づく協議(現状)		契約金額の変更マニュアルの策定		いわゆる「スライド条項」の導入	
制度の概要		制度導入ではなく、「契約書に定めた以外の事柄について協議を行う」という条項に基づき、価格転嫁に係る協議を行うもの		労務単価等の変動時に、あらかじめ定めたマニュアルにより、契約金額の変更を行うもの		対象となる業務やその手法について、あらかじめ定めようとして条項に盛り込み、統一的なルールで契約金額の変更を行うもの	
論点	柔軟性	○	・協議により、柔軟な対応が可能		・定めたマニュアルに基づき実施		・「スライド条項」のルールに基づき実施
	透明性	×	・協議や変更の内容が不透明		・定めたマニュアルに基づき実施	○	・「スライド条項」のルールに基づき実施
	確実性	×	・変更契約の実施がされるか不明		・定めたマニュアルに基づき実施	○	・「スライド条項」のルールに基づき実施
	公平性	×	・統一的なルールがないため、公平な制度運用にならず、入札や見積の公平性が保てない。	×	・マニュアルに入札(見積含む)時のルールを定めない場合、入札や見積の公平性が保てない。	○	統一された(機械的な)ルールによる運用により、入札や見積の公平性を保つことができる。
	対象業務	○ ×	・全ての業務が対象 ・事務的には、予定価格の設計単価等がバラバラで変更額算定に統一性がなく手間がかかる。	○ ×	・全ての業務が対象 ・事務的には、予定価格の設計単価等がバラバラで変更額算定に統一性がなく手間がかかる。	○ ×	・全ての業務が対象 ・事務的には、予定価格の設計単価等がバラバラで変更額算定に統一性がなく手間がかかる。
					・【特定の設計単価採用業務に限定する場合】設計単価が統一されており変更額算定が容易。		・【特定の設計単価採用業務に限定する場合】設計単価が統一されており変更額算定が容易。
県の事務処理時間	×	・マニュアル等がなく、不慣れな手続きとなり、事務処理に時間がかかる。		・定めたマニュアルに基づき実施するが、変更内容の確認や変更額の算出に時間が必要	○	・「スライド条項」のルールに基づき実施	
県の財政面	×	・協議次第であり、減額時に変更しない可能性が高い。		・マニュアルでの決めようではあるが、減額時に変更しない可能性が残る。	○	・ルールに基づき減額の変動時も適用される	

# 1 事前検討（手法の比較）

---

契約書の条項に基づく協議

契約金額の変更マニュアルの策定

いわゆる「スライド条項」の導入

を比較した場合、いわゆる「スライド条項」の導入が受注者側にメリットが多いと考えられる。

なお、国の「骨太の方針」（令和7年6月13日付け）や総務省通知（令和7年6月26日付け）においても、「スライド条項の導入」が求められている。

## 2 公契約におけるスライド条項の導入について

### スライド条項の概要

契約期間中に最低賃金や建築保全労務単価等が大きく変動し、受注者又は発注者側が契約金額が不適當になったと認める場合、発注者が新たな単価等に基づき契約金額を再計算して、受注者及び発注者の負担額を定める制度

### 現在の課題等

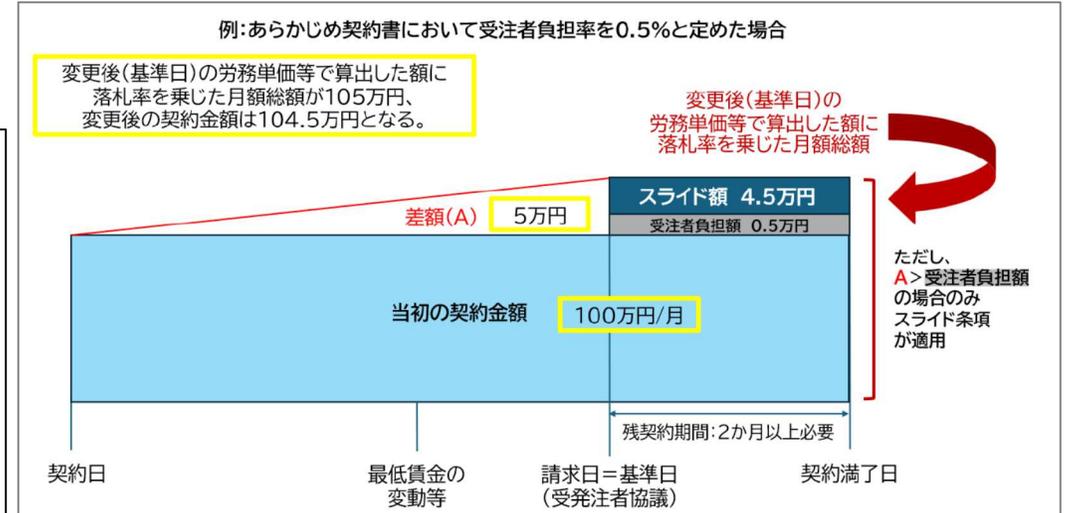
- ・現在、契約期間中の変更契約の手法について、庁内での統一的なルールがなく、各所属で対応しており、公平な制度運用になっていない。
- ・入札公告時において、変更契約に係る要件提示がない中で、契約後に変更契約を可能とすることについては、入札の正当性を揺るがしかねない。
- ・受注者側としては、現契約書において「疑義等があれば協議する」という条文があるものの、変更契約が実施されるかの保証がない。
- ・発注者・受注者ともにマニュアル等がなく、不慣れな手続きとなり、事務処理に時間がかかる。

### スライド条項を導入し、課題を解消

#### 具体的な手順例

入札時の公平性を保つため、入札公告（又は見積徴取依頼書）にスライド条項の対象であることを明記する。  
契約書にスライド条項について明記する。  
契約締結後、最低賃金や建築保全労務単価等の上昇（又は下落）により、契約金額が不適當と認められる場合、制度に規定した手順により、増額（又は減額）の金額を算出する。  
変更契約を締結する。

【参考：厚労省スライド条項運用マニュアルから抜粋】





### 3 スライド条項の導入に係る検討

#### (1) 国や他の都府県の導入状況及び対象等

機関名	国 (厚労省)	滋賀県	埼玉県	大阪府	大分県
導入年月	R7.10公表	外部非公表	R7.4	R7.7	R7.10
対象業務	一部		一部	全て	全て
具体的な業務	ビルメンテナンス関係業 <sup>1</sup>		土木施設維持管理業務、建築物管理業務、給食業務	業務の限定はない。別途定めたインフレスライド条項の対象も含め、全てを網羅している。	業務の限定なし
適用する前提条件等	-		・次の単価を使用した契約 国等が定めた労務単価、積算単価が明記されている見積書、国等の統計調査等の結果を使用した単価	・単価等の指定はない	・契約時点の見積書等に労務単価、契約数量・工数が明示されている契約
対象とする契約の期間	制限なし		・制限はなく、残履行期間が2か月以上あるもの	・1年を超える契約で残履行期間が2か月以上あるもの	・制限はなく、残履行期間が2か月以上あるもの
スライドの対象			増額&減額		
その他		使用した単価等により請求可能な日を設定	別途「インフレスライド条項」制度あり 公共工事設計労務単価を採用している業務(土木施設維持管理、草地管理、樹木管理、森林管理)	賃上げ実績報告書の提出を義務付け	

1 ビルメンテナンス業務: 庁舎清掃、人的警備、設備機器運転監視、電話交換、消防用設備保守、庁舎衛生管理、浄化槽点検清掃、エレベーター保守、自動ドア保守、自家用電気工作物保守、空調設備保守、ボイラー保守、その他庁舎管理業務の総称。

2 長期継続契約: スライドP10参照

### 3 スライド条項の導入に係る検討

#### (2) 国や他の都府県のスライド額の計算方法及び受注者(又は発注者)負担率

	増額スライド額の計算式			受注者(又は発注者)負担率		
国(厚労省)	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           変更予定後の金額  <small>(最新単価で計算した未履行分の設計金額×落札率)</small> </div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           変更前の金額  <small>(当初単価で計算した未履行分の設計金額×落札率)</small> </div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           受注者負担額  <small>(当初単価で計算した未履行分の設計金額×落札率×0～1%)</small> </div>	0～1%
滋賀県	外部非公表					
埼玉県	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           変更予定後の金額  <small>(最新単価で計算した未履行分の設計金額×落札率)</small> </div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           変更前の金額  <small>(当初単価で計算した未履行分の設計金額×落札率)</small> </div>	-	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           受注者負担額  <small>(当初単価で計算した未履行分の設計金額×落札率×0～1%)</small> </div>	1%
大阪府	外部非公表					
大分県	外部非公表					

受注者(又は発注者)負担率…請求がわずかである場合、増額(又は減額)のために要する事務作業等が請求額を上回る事態を想定した規定であり、受注者(又は発注者)負担率を上回る場合にのみ、スライド条項を適用させるもの

### 3 スライド条項の導入に係る検討

#### (3) スライド条項を導入する場合に検討が必要と思われる項目

項目	検討内容
対象とする業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・全業務を対象とするのか、対象業務を限定するのか</li><li>・限定する場合、どの業務を対象とするのか</li></ul>
制度適用をする前提条件の設定	<ul style="list-style-type: none"><li>・予定価格作成時の使用単価を限定するのか</li><li>・限定する場合、どの単価を対象とするのか</li></ul>
対象とする契約の期間	<ul style="list-style-type: none"><li>・単年度又は単発の契約期間は対象外とするなど、契約期間で対象を限定するのか</li></ul>
請求可能となる日	<ul style="list-style-type: none"><li>・最低賃金の改定日以降などのほか、見積書の有効期間終了後などを設定するのか。</li><li>・残契約期間が2か月以上などを設定するのか</li></ul>
受注者(又は発注者)の負担率	<ul style="list-style-type: none"><li>・負担率を設定する場合、一律で設定するのか</li><li>それとも、業務ごとに設定するのか</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員への賃上げ転嫁確認などを事業者へ行うのか</li></ul>

### 3 スライド条項の導入に係る検討

#### (4) スライド条項を導入する場合に整理すべきと思われる事務手続き

項目	整理する内容	主な関係課
契約変更に係る債務負担行為の取扱い	・残契約期間が複数年にまたがる場合の債務負担行為の増額に係る設定方法	財政課
予算確保の方法	・変更を行う年度の予算残が不足する場合の予算確保の方法	財政課
入札制度等	・制度設計全般 ・入札公告・契約書等への記載内容の検討	会計課 県政情報文書課
全体的な事務の流れ	・事務フローを作成、検討する	上記関係課

## 4 債務負担行為の設定以外の複数年契約に係る検討

### (1) 県が複数年にわたる契約を締結する方法

手法	現状
債務負担行為の設定	熊本県は導入済み
条例による長期継続契約	熊本県は導入していない(全国では、三重県と当県以外、導入済み)

#### 長期継続契約とは？

通常の契約は、単年度ごとに締結するのが原則であるが、長期継続契約は、**条例で定めた業務について、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、債務負担行為の設定を行わずに、複数年にわたる契約を締結することができる。**(地方地自法第234条の3、地方地自法施行令第167条の17)

なお、対象とできるのは次の を満たす業務となる。

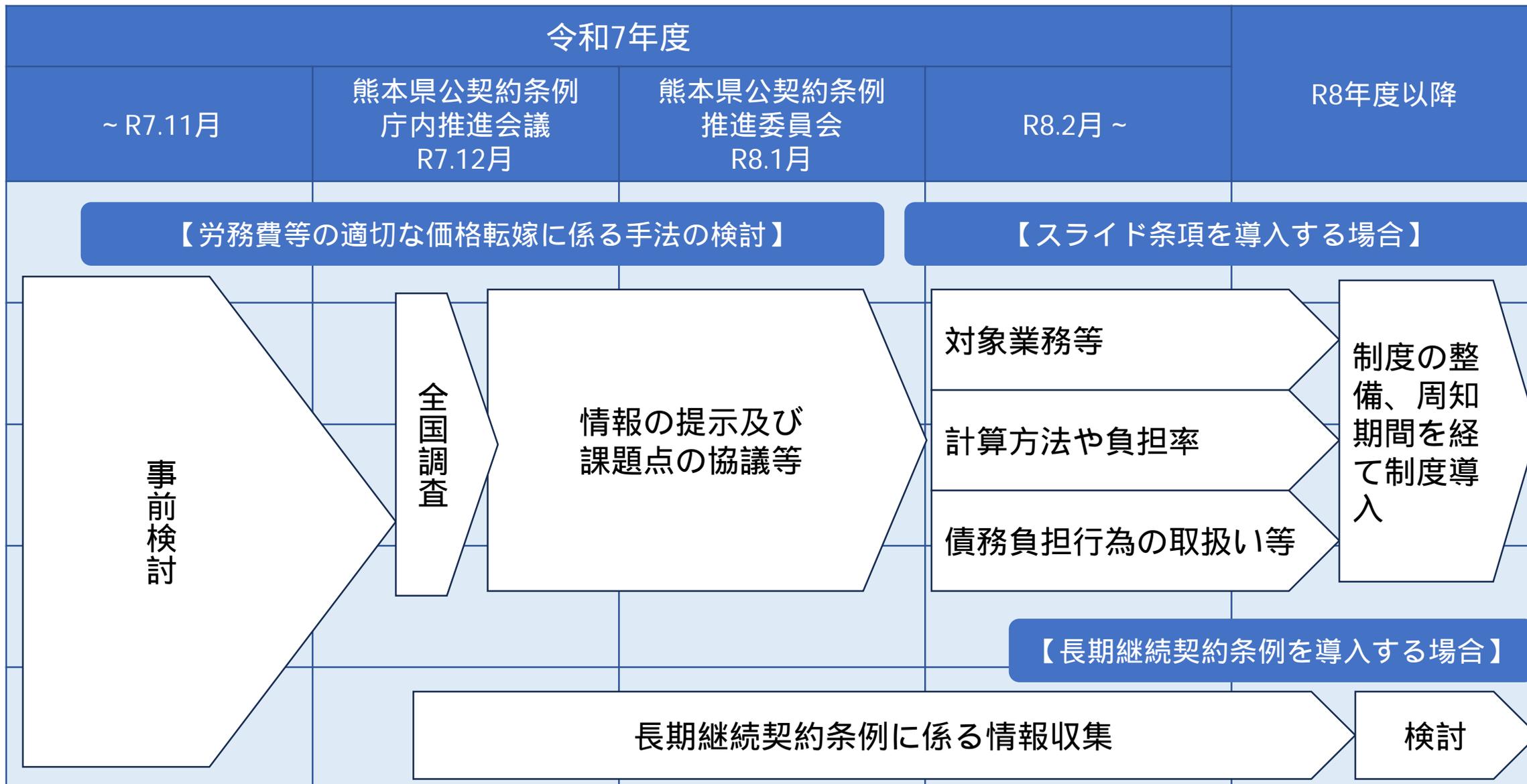
翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約

その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもの

滋賀県は、スライド条項の対象を「長期継続契約条例の対象業務」と限定しているため、今後の検討事項としてピックアップ。

**長期継続契約については、今後、全国の状況やスライド条項設定に対するメリット・デメリットを比較し、導入について検討を継続する**

# 5 今後のスケジュール



## 公契約条例に係る取組状況について (R7.12.1現在)

取組方針策定以降における、基本理念毎の取組状況は以下のとおり

【凡例】 ■既に実施している取組 △着手しているが更に検討を進める取組

### 第1

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
<b>基本理念1 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除</b>					
<b>1-1 契約の透明性の確保</b>					
1-1-1	熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。	■	関係規則や要領等を県HP等で公表している。	■	取組継続
1-1-2	計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。	■	定期的に入札等に係る発注の見通しを公表している。	■	取組継続
1-1-3	一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。	■	県の契約に係る入札・契約情報を公表している。 (「入札情報公開サービスシステム」、情報プラザ等)	■	取組継続
1-1-4	指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。	■	指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表している。	■	取組継続
1-1-5	建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会を審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。	■	建設工事に関し、入札監視委員会において、入札の経緯(参加資格の設定、指名理由等)及び結果等を審議し、その概要を公表している。 なお、委員会から2年毎に意見の具申を受け、適切に制度に反映している。	■	取組継続

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
<b>1-2 競争の公正性の確保</b>					
1-2-1	契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。	■	契約の方法は、競争性、透明性、客観性等に優れた一般競争入札を原則としている。 また、建設工事においては、予定価格3,000万円以上の場合、総合評価落札方式を適用した条件付一般競争入札を原則としている。	■	取組継続
1-2-2	一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。	■	建設工事における競争参加資格の設定については、過去の施工実績を求める工事についても、競争性の観点から、概ね20者以上の有資格者数が確保できるような設定を原則としている。	■	取組継続
1-2-3	指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。	■	業者選定要領に基づき、事業者を適切に選定している。	■	取組継続
1-2-4	随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。	■	随意契約の必要性を明確にし、適用については、関係規定に基づき適正に行うよう、職員研修等で周知を図っている。	■	取組継続
1-2-5	特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。	■	特定調達契約に係る苦情については、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき、対応している。	■	取組継続
1-2-6	建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。	■	一般競争入札については、「参加資格なしとなった場合の理由の説明要求」と「落札者とならなかった場合の説明要求」のそれぞれの期限を工事毎に入札公告に記載し示している。	■	取組継続

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
1-2-7	建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。	■	発注にあたっては、工事内容を踏まえ適切な工種の業者に発注している。 建築工事にあつては、本体工事、電気工事、管工事及び造園に分離。 土木工事にあつては、舗装工事、しゅんせつ工事、鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、吹付け工事及びグラウト工事に分離。	■	取組継続
<b>1-3 談合その他の不正行為の排除</b>					
1-3-1	指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。	■	指名停止等の措置要領を公表し、制度の周知を図っている。 また、当該要領に定める措置要件に該当するときは、指名停止措置を行っている。	■	取組継続
1-3-2	契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。	■	発注者が関与する談合の排除及び防止のため、公正取引委員会による「入札談合等関与行為防止法について」の研修を実施した。(令和5年9月に開催した職員研修の一部に取り入れた)	■	取組継続
1-3-3	談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。	■	談合情報については、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、適切に対応している。	■	取組継続
1-3-4	暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。	■	物品・業務委託の事業者については、入札参加資格の要件とし、申請時に誓約書等を徴取し、確認を行っている。 また、建設工事の事業者については、建設業許可取得の要件となっており、契約締結時に誓約書を徴取している。	■	取組継続

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
1-3-5	建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。	■	入札参加資格確認時等に確認を行っている他、下請契約時には施工体制台帳により確認を行っている。	■	取組継続
<b>基本理念2 総合的に優れた内容の契約締結</b>					
<b>2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止</b>					
2-1	適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止			△	業務委託(建設工事関係を除く)において、労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討を継続。
2-1-1	予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。	■	予定価格の設定において、契約の性質又は目的に応じ、仕様書を適切に作成するとともに実勢価格等を適切に反映して積算を行うよう、職員研修会で周知を図っている。	■	取組継続
2-1-2	建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。	■	「工事費内訳書確認事務処理要領」に基づき、工事費の内訳を確認している。 また、総合評価落札方式の建設工事に適用している施工体制確認型では、一定の金額(内訳)を下回った場合、ヒアリング若しくは追加資料の提出を求め、施工体制評価点での減点対象としている。	■	取組継続
2-1-3	契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。	△	契約の内容に適合した履行を確保するため、人件費が多くを占める業務委託において、契約の性質又は目的により最低制限価格制度(現在6業種)や低入札価格調査制度(現在3業種)を適用している。 ビルメンテナンス関係業務の入札時において、最低制限価格制度を適用する業務を拡充する予定。(R7.4~) また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を設定している。	■	最低制限価格制度を適用する業務をビルメンテナンス業務を中心に6業務から14業務へ拡充。(R7.4.1~)

取組番号	取組方針	実施状況	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
2-1-4	建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。	■ 建設工事及び建設工事に係る業務委託において、国土交通省が公表する設計労務単価等の改定に併せ、「インフレスライド」と「設計労務単価等の変更に係る特例措置」が通知されており、県でも同様の制度で運用している。また、設計図書に定めた条件が実際の条件と異なる場合や予期しない条件が発生した場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結している。	■	取組継続
<b>2-2 価格以外の多様な要素の考慮</b>				
2-2-1	一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。	■ 物品調達・業務委託において、契約の性質や目的に応じて、品質の確保を目的として、価格と合わせて性能、機能、信頼性等その他の条件を総合的に評価し、県にとって最も有利な契約の相手方を決定する総合評価方式を実施している。また、建設工事等及び建設工事に係る業務委託においても、技術者の経験や資格取得状況等を評価する総合評価落札方式を実施している。	■	取組継続
2-2-2	随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。	■ 契約の性質や目的に応じて、企画コンペ方式やプロポーザル方式を実施している。	■	取組継続
2-2-3	建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。	■ 建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価落札方式やプロポーザル方式を実施している。	■	取組継続

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
2-2-4	県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。	■	県内建設業者の入札参加者資格審査格付(土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、電気工事、管工事)で評価している。 平均工事成績、優良工事、粗雑工事、官公庁元請工事の完工高、専門工事の完工高、完工高合計に占める専門工事完工高の比率、舗装施工管理技術者の人数、舗装用機械の保有、高度な技術を要する工事の実績、県研修会の受講、VE提案の採択、新技術開発等の取組、同一時点における技術者の補正を評価。 また、建設工事等において、工事の種類及び金額に応じ、資格業種、資格総合点数、同種工事の経験、配置技術者の資格等を入札参加要件としている。	■	取組継続
2-2-5	契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。	■	契約の性質や目的に応じて、各業務の実施に必要な要件を考慮し、入札参加要件を定めている。	■	取組継続
<b>基本理念3 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興</b>					
<b>3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備</b>					
3-1-1	労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。	■	県ホームページを通じ、広く県民・一般事業者向けに最低賃金の改定内容を周知している。 また、労働関係法令遵守を働きかける観点から、当県と事業者が結ぶ契約書に、労働関係等の法令遵守に関する条項を記載している。 (建設工事関係の契約は、仕様書に記載)	■	取組継続
3-1-2	業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。	■	・業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう、適正な履行期間を設定している。	■	取組継続

取組番号	取組方針	実施状況	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
3-1-3	<p>予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。</p>	<p>■ 予定価格の設定において、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格を反映するなど、適切に積算している。また、賃金上昇、資材価格高騰等に係る国からの通知について、所属に周知し、情報を共有している。</p>	■	取組継続
3-1-4	<p>契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。</p>	<p>△ (2-1-3再掲)            契約の内容に適合した履行を確保するため、人件費が多くを占める業務委託において、契約の性質又は目的により最低制限価格制度(現在6業種)や低入札価格調査制度(現在3業種)を適用している。            ビルメンテナンス関係業務の入札時において、最低制限価格制度を適用する業務を拡充する予定。(R7.4~)            また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、低入札価格調査制度における適切な調査基準価格及び失格基準価格を設定している。</p>	■	<p>(2-1-3再掲)            最低制限価格制度を適用する業務をビルメンテナンス業務を中心に6業務から14業務へ拡充。(R7.4~)</p>
3-1-5	<p>社会保険への加入(加入義務のない者を除く)を入札参加(者)資格の要件とするとともに、入札参加(者)資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。</p>	<p>△ 物品調達・業務委託に係る入札参加資格審査格付(以下、「格付」という。)において、社会保険に加入していること(加入義務のない者を除く)を必須条件とした。(R6.9~)            なお、障害者雇用状況、育児・介護制度の状況に関する取組、建設工事の入札参加者資格及び入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。</p>	■	取組継続
<b>3-2 県内事業者の受注機会の確保</b>				
3-2-1	<p>熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。</p>	<p>■ 物品調達・業務委託に係る一般競争入札において、熊本県中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、原則として、県内に事務所又は事業所を有する者とする地域要件を付して(WTO案件を除く)おり、入札参加資格審査格付で、県内に事業所を設置していることを評価している。            また、建設工事等及び建設工事等に係る委託において、中小企業振興基本条例、及び第3次熊本県建設産業振興プランに基づき、県内企業で対応可能なものは県内企業への発注を基本としており、建設工事等及び建設工事に係る業務委託において、工事(業務)の実施箇所と入札者の本店所在地が同一地域内であることを評価する総合評価落札方式を実施している。</p>	■	<p>取組継続            ※第3次熊本県建設産業振興プランは第4次熊本県建設産業振興プランへ改定</p>

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
3-2-2	熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。	■	熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務の優先調達を実施している。	■	取組継続
3-2-3	契約の内容及び、県産品や県産資材等の使用を推進する。	■	契約の内容及び、県産品や県産資材等の使用に繋がるよう関係所属で取組んでいる。 また、建設工事において、契約の内容及び、総合評価落札方式において、県産品や県産資材の利用を評価している。	■	取組継続
3-2-4	建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。	■	建設工事において、全ての下請負契約を県内企業と締結する場合に評価する総合評価落札方式を実施している。	■	取組継続
<b>3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案</b>					
3-3-1	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、プライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。	■	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、令和6年4月から8事業を対象に、事業者の取組の評価を実施し、同年10月から、1事業追加して9事業を対象に評価を実施している。 また、県内建設業者の入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。	■	取組継続
3-3-2	契約の内容及び、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。	△	物品調達・業務委託に係る企画コンペ等の審査において、県が推進している事業のうち、令和6年4月から8事業を対象に、事業者の取組の評価を実施し、同年10月から、1事業追加して9事業を対象に評価を実施している。 △ なお、物品調達・業務委託の入札参加資格審査格付において、「えるぼし認定」及び「くるみん認定」を評価する方向で調整する予定。 また、県内建設業者の入札参加者資格審査格付においては、取組を継続している。	△	物品調達・業務委託の入札参加資格審査格付において、「えるぼし認定」及び「くるみん認定」を評価項目に追加予定(R8.4～)



取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
------	------	------	-----------------	------	-----------------

【その他の取組】

取組番号	取組方針	実施状況	取組状況(R6.12.1現在)	実施状況	取組状況(R7.12.1現在)
第2	【事業者等との協力】 県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。	△	各所属で行っている事業者の取組を評価した項目について、HPで紹介する予定	■	各所属で行っている事業者の取組を評価した項目について、HPで紹介している。
第3	【広報・周知】 公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。	△	・県政広報テレビ番組で放送(3回:R6.7) ・入札参加資格登録通知にチラシを同封(約650件)	■	・R6年度までの取組みを継続。 ・入札参加資格登録通知にチラシを同封(約990件)
第4(3)	【職員の研修等】 適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。	■	・適正な会計事務処理や契約に関する職員研修を実施している。 ・また、令和5年度は、公正取引委員会による研修内容を取り入れた。	■	取組継続

《今後の方針》

- ・今後も関係規定等に沿って、適正な事務処理を行う。
- ・重点取組事項を中心に取組を進めていくとともに、国の動向や他県の取扱い、社会情勢も見ながら、他の項目についても制度や取組の見直しの必要性等を検討していく。
- ・本県の公契約条例の基本理念を浸透させるため、引き続き、効果的な広報・周知を継続するとともに、最低賃金の改定内容や労働関係の法改正についても、労働局と連携し、事業者への広報・周知を図っていく。

# 令和 8 年度 重点取組事項について

業務委託（建設工事関係を除く）において、労務費等の適切な価格転嫁を図るための制度導入

## ■ 重点 1

資料3により、  
引き続き検討

労務費等のより適切な価格転嫁を図るため、運用方法等を含めた制度を導入する。

- 「スライド条項」について、具体的な制度内容を決定し、周知・導入する。
- 長期継続契約条例導入についての検討  
全国の状況やスライド条項に対するメリット・デメリットを比較し、導入について検討を継続する

## ■ 重点2 労働関係法令遵守を担保する方法の徹底

引き続き実施

### ① 各契約所管所属に対し周知徹底を図る。

#### ■ 実施内容

- 入札参加資格審査において、必須条件化した社会保険加入の確認（加入義務のない者を除く） ※管理調達課で確認
- 契約書に労働関係法令遵守に係る条目を記載する
- 適切な積算（労務単価を含む）、適切な予定価格の設定を行う

### ② 県のHPを通じ、広く周知広報を実施する。

- 最低賃金の改定について、県ホームページを通じ、広く周知広報を実施。

## ■ 重点3 企画コンペ等における事業者の取組みの評価について、評価項目や加点の方法等を検討

入札参加資格審査格付において評価項目を追加する。（えるぼし認定・くるみん認定）

- システムを改修し、評価項目に追加予定（R8.4から）

引き続き実施

企画コンペ方式等の審査において、県が推進している事業に係る業者の取組状況の評価を実施する。

- 評価項目の追加等について検討
- 評価の項目数の状況により、評価の方法を検討（項目の選択制等）
- 実施状況の把握

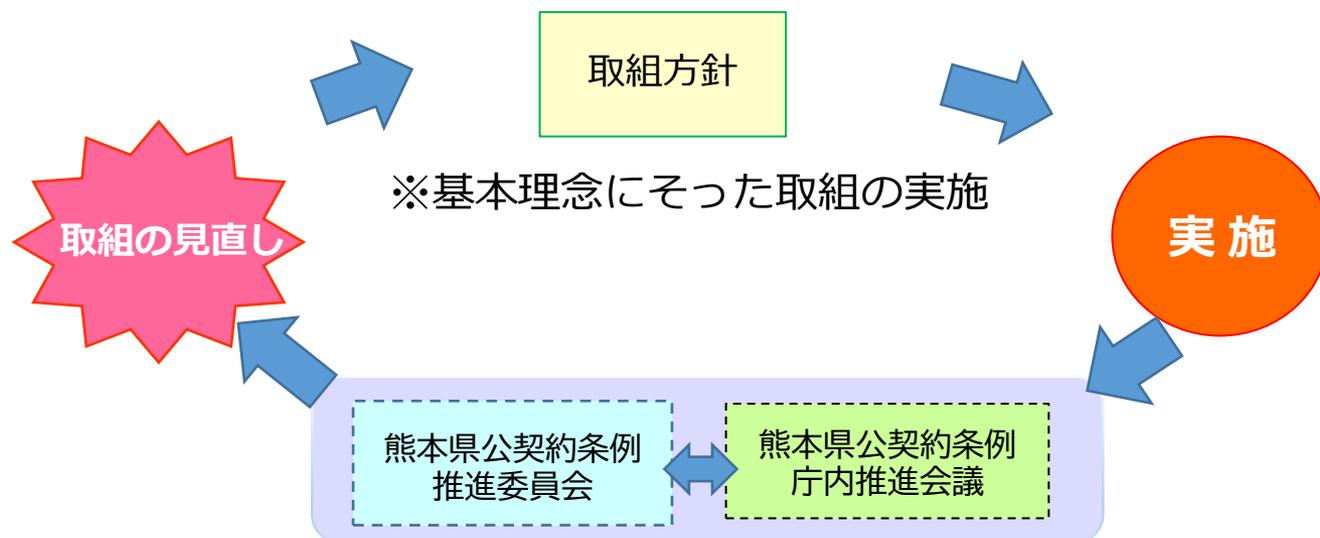
## ■ 重点4 効果的な方法を検討し、広報・周知

引き続き実施

効果的な広報・周知を行う。

- 事業者が集まる機会において、動画「公契約条例ってなに？」の放映、パンフレット配布
- 事業者あて発送物にパンフレット・チラシを同封
- 動画「熊本県の公契約条例ってなに？」を県HPや県Youtubeチャンネルに掲載
- 庁内においては、研修等を活用し、情報共有・周知
- ほかに、様々な機会をとらえて周知

### 3 今後のスケジュール（予定）



※ 外部有識者会議や庁内推進会議における意見等を踏まえて取組の内容を見直し、必要に応じて取組方針を改定するなど、PDCAを着実に実施することで、取組の充実に繋げる。

#### ■ 令和8年度

令和9年1月頃 庁内推進会議開催  
(令和8年度の実績見込み、令和9年度の取組事項等)

**令和9年2月頃 公契約条例推進委員会開催**  
(令和8年度の実績見込み、令和9年度の取組事項等)

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲島郁夫

### 熊本県条例第39号

#### 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

##### (目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

##### (基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

# 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の概要

## 目 的 (第1条)

公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定め、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与する。

### 定義 (第2条)

※ 公契約… 県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきもの  
 事業者… 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者  
 事業者等… 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

## 基 本 理 念 (第3条)

① 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

② 総合的に優れた内容の契約締結

- ・ 経済性に配慮した上で、適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結を防止
- ・ 価格以外の多様な要素も考慮

③ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

- ・ 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備
- ・ 県内事業者の受注の機会の確保
- ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組を勘案
- ・ 県産品の利用の促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組を勘案

④ 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

## 責 務 (第4条・第5条)

県の責務：基本理念にのっとり、必要な取組を推進（取組方針の策定）

事業者等の責務：法令遵守・適正履行・公契約に関する取組への協力

## 事業者等との協力 (第6条)

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進

## 推 進 体 制 (第7条・第8条)

県が定める取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見聴取を実施

## 指定管理者制度の取扱い (第9条)

公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ公契約に準じた取扱いを行う。



持続可能な社会の実現

公契約を通じて、持続可能な社会の実現のための取組を推進します！

# 熊本県の契約に関する取組方針

～持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例～

令和5年4月1日

熊 本 県

## はじめに

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例（令和4年熊本県条例39号）は、令和4年10月12日に制定・公布され、令和5年4月1日に施行された。これは、本県の公契約に関する基本的な理念を定める条例としては、初めて制定されたものである。

遡ること平成18年頃、全国において、談合を防止し、より公正で透明性の高い公共調達を実現することが喫緊の課題となった。本県では全庁を挙げてこの課題に取り組み、平成19年6月に熊本県公共調達改革基本方針を定め、爾来、当該基本方針に基づき、一般競争入札の原則の徹底や最低制限価格・低入札価格調査制度の導入など実効性のある具体的な取組を進めてきたところであり、今日、こうした取組が一定の水準において定着をみている状況にある。

しかしながら、熊本県公共調達改革基本方針の制定から十余年という時間が経過し、また、国を挙げてのDXの本格的な展開など、公共調達を取り巻く環境が著しく変化する中であって、入札・契約制度についてもこのような環境の変化に的確に対応していくことが求められているといえる。

また、「持続可能な社会の実現」が重要な政策課題となる中、「政策実現の手段」としての公契約、すなわち“公契約を通じて様々な県政課題の解決に向けた取組を公契約の当事者が協働して推進する”という、いわば公契約の新たな機能が注目されている。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例は、このような二つの潮流を汲み、これからの時代にふさわしい公契約のあり方を描いている。

この取組方針は、こうした条例の制定事情を踏まえ、条例に謳われる基本理念を具体化するために本県の取組について定めるものである。

### 熊本県の契約に関する取組方針

取組方針は、県が、条例第3条に掲げる基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、定めるものです（条例第7条第1項）。

取組方針では、公契約に係る取組の総合的かつ効率的な推進に関する必要な事項を定めています（条例第7条第2項）。

#### 【意見聴取】

取組方針については、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとされています（条例第8条）。

#### 【進捗管理】

県では、取組方針について毎年度進捗管理を行うとともに、必要に応じた改正を行いながら、取組を進めてまいります。

# 目 次

第1 基本理念を踏まえた取組方針	1
<b>基本理念1</b> 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除	
1-1 契約の透明性の確保	1
1-2 競争の公正性の確保	1
1-3 談合その他の不正行為の排除	2
<b>基本理念2</b> 総合的に優れた内容の契約の締結	
2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止	3
2-2 価格以外の多様な要素の考慮	3
<b>基本理念3</b> 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興	
3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備	4
3-2 県内事業者の受注機会の確保	5
3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案	5
3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する 取組の勘案	6
<b>基本理念4</b> 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する 取組の勘案	6
第2 事業者等との協力	7
第3 広報・周知	7
第4 取組方針の推進体制	7
第5 指定管理者制度における取扱い	7
資料 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例	8

## 第 1 基本理念を踏まえた取組方針

### 基本理念 1

#### 契約の透明性、競争の公正性の確保及び不正行為の排除

公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

#### 1-1 契約の透明性の確保

公契約は、その経費が県民の税金等で賄われていることから、公正であり、経済的であることが求められる。そして、県民の負託に応えるには、契約の端緒から結果に至るまで、公契約が適正に行われていることを県民に明らかにすることが不可欠であり、また、このことは、不正行為の防止にも資する。そこで、契約の透明性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-1-1 熊本県会計規則や熊本県競争契約入札心得など、入札・契約に関する規則や要領等を公表するとともに、必要に応じた見直しを行う。
- 1-1-2 計画的な発注を適切に実施し、毎年度、定期的に入札等に係る発注の見通しを公表する。
- 1-1-3 一般競争入札の参加に必要な資格、契約を締結した際の入札(参加)者・落札者の名称、入札・落札金額等入札の過程及び契約の内容に関する情報を公表する。
- 1-1-4 指名停止措置を行ったときは、当該者の名称や所在地、指名停止等の理由、期間等を公表する。
- 1-1-5 建設工事において、入札及び契約の過程並びに契約の内容について県入札監視委員会で審議し、その概要を公表するとともに、委員会の意見を適切に入札契約制度に反映する。

#### 1-2 競争の公正性の確保

公契約には、公正かつ経済的であることが要請され、公正な競争による契約の相手方選定が求められる。その手続きは、契約の性質や目的を踏まえた適切な入札・契約方法の選択と必要な条件整備の下、的確に契約を履行できる能力を有する者を確実に選定できるものでなければならない。そこで、競争の公正性を確保するため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-2-1 契約の方法は、一般競争入札を原則とし、公正性、機会均等性等を確保する。

- 1-2-2 一般競争入札において、競争(入札)参加資格に条件を付する場合は、過度に競争性を低下させることがないよう、履行能力を有する参加者数の確保に留意する。
- 1-2-3 指名競争入札において、契約の内容に応じ、業者選定要領等に基づき、適切に事業者の選定を行う。
- 1-2-4 随意契約は、任意に相手方を選択して契約を締結するという契約方法の例外であることから、その必要性や適用については、関係規定に基づき客観的で具体的な理由を明確にする。
- 1-2-5 特定調達契約に係る苦情について、「政府調達に関する苦情の処理手続」に基づき対応する。
- 1-2-6 建設工事において、「熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱」に基づき対応する。
- 1-2-7 建設工事において、工事の種類、規模、重要度や特殊性を考慮し、分離発注に努め、専門分野の工事業者による公正な競争を確保する。

### 1-3 談合その他の不正行為の排除

談合その他の不正行為は、入札(参加)者間の公正かつ自由な競争や予算の適正な執行を阻害し、県民の利益を損ねる行為である。これを見過ごすことなく毅然とした対応を行い、不正行為に対する処分の実施とともに、再発の防止を図るため、引き続き下記の事項に取り組む。

- 1-3-1 指名停止等の措置要領を公表し、制度を周知するとともに、入札参加資格者が、当該要領に定める措置要件に該当するときは、当該要領の規定に基づき指名停止を行うことにより、談合その他の不正行為の防止を図る。
- 1-3-2 契約の透明性を確保し、情報管理の徹底を図るとともに、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」の趣旨を踏まえ、発注者が関与する談合の排除及び防止に取り組む。
- 1-3-3 談合情報について、「熊本県談合情報処理要領」に基づき、公正入札調査委員会において速やかに対応するとともに、公正取引委員会及び警察本部に対し通知する。
- 1-3-4 暴力団員又は暴力団関係者でないことを入札参加(者)資格の要件とする。
- 1-3-5 建設工事において、建設業法に基づく必要な技術者の配置や施工体制などについて確認を行うとともに、建設業法違反については厳正に対処する。

## 基本理念 2

### 総合的に優れた内容の契約の締結

公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

重点  
1

業務委託（建設工事関係を除く）に係る労務費等の適切な価格転嫁が図られるような制度について検討します！

#### 2-1 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

不当に廉価な金額での契約はその履行に係る質の低下を招く。また、事業者にとっては採算が合わない契約であり、そのしわ寄せは業務従事者の労働環境に及ぶ可能性が大きいといえる。そこで適正な履行が見込まれない金額による契約を防止するため、引き続き下記の事項に取り組み、制度の適切な活用の徹底と検討を進める。

- 2-1-1 予定価格の設定において、契約の内容に応じ、その仕様書を適切に作成するとともに、最新の設計労務単価、資材等の実勢価格、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正な積算を行う。
- 2-1-2 建設工事において、入札の際に入札書とともに工事費内訳書を添付させ、数量、単価や金額等により、適正な見積もりであることを確認する。
- 2-1-3 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、その契約の内容に適合した施工・履行を確保する。
- 2-1-4 建設工事及び建設工事に係る業務委託において、内容の変更、賃金及び資材等の価格の著しい変動等により、請負代金額の変更が必要となった場合には、受発注者協議のうえ、適切に変更契約を締結する。

#### 2-2 価格以外の多様な要素の考慮

契約の方法は、公正性・機会均等性に優れた一般競争入札が原則であるが、より質の高いサービスの提供や民間等のノウハウを必要とする契約については、価格のみならずその他の条件を総合的に判断し相手方を選定する。そこで、このような場合は手続きにおける公平性と公正性に留意しつつ、価格以外の多様な要素を考慮する下記の事項に引き続き取り組み、さらに有効な契約方法の検討と活用を進める。

- 2-2-1 一般競争入札において、契約の内容に応じ、事業の規模や技術的難易度等により、入札(参加)者の技術力等その他の条件と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を採用する。
- 2-2-2 随意契約において、契約の内容に応じ、企画案を評価する企画コンペ方式や、価格以外に企画力、技術力等を総合的に評価するプロポーザル方式を採用する。

- 2-2-3 建設工事に係る業務委託において、技術的難易度等に応じ、業務に対する意欲及び技術的な能力等を評価し、最適な受注者を選定するため、総合評価方式やプロポーザル方式を採用する。
- 2-2-4 県内建設工事の入札参加(者)資格審査格付において、工事成績などの技術力に関する事項を評価する。
- 2-2-5 契約の内容に応じ、資格や類似業務の履行実績など業務の実施に必要な要件を考慮した入札参加要件を定める。

### 基本理念3

#### 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

### 3-1 公契約の履行に係る業務従事者の労働環境の整備

公契約の適正な履行を確保するためには、良好な労働環境の整備等により労働者の確保が図られることが重要である。そのためには事業者の法令順守はもとより、安定した雇用・労働環境の向上を図ることが出来るよう、県がこれを後押しする取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-1-1 労働局等の関係機関と連携し、事業者等に対し、賃金、労働時間、及び労働安全等に関する労働関係法令遵守の働きかけを行う。

重点  
2

労働関係法令遵守を担保する方法を検討します！（契約書への条項記載：R5.7～）

- 3-1-2 業務従事者の労働時間や労働条件が適切に確保されるよう適正な工期、履行期間を設定する。
- 3-1-3 予定価格の設定において、最新の設計労務単価等による人件費や労働環境の整備に係る費用等を考慮して適正な積算を行う。
- 3-1-4 契約の内容に応じ、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、ダンピング受注の排除を図り、業務従事者の賃金を確保するなど、労働条件の悪化を防止する。

- 3-1-5 社会保険への加入（加入義務のない者を除く）を入札参加(者)資格の要件とするとともに、入札参加(者)資格審査格付において、育児・介護制度の状況などの労働環境の向上に努める事業所の取組を評価する。

### 3-2 県内事業者の受注機会の確保

熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県が発注する物品や役務等の調達、工事の発注にあたり、県内中小企業者の受注機会の増大について、引き続き受注機会の増大を図る取組を検討し、進めていく必要がある。

- 3-2-1 熊本県中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえ、契約の内容に応じて県内に事務所又は事業所を有する者から調達を行うなどの取組を推進する。

【熊本県中小企業振興基本条例 抜粋】

第7条第2項 県は、前項の基本方針に基づき施策を具体的に実施するに当たり、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 中小企業における製品等の販路又は役務の提供範囲の拡大に資するため、県の発注する工事、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意するとともに、官公需に関する施策を十分認識した上で、中小企業者の受注機会の増大に努めること。
- (2) 中小企業者が製造又は加工した物品及び中小企業者が提供する役務の利用の促進に努めること。

- 3-2-2 熊本県新事業支援調達制度により認定された新商品や新役務について、優先的な調達を推進する。

- 3-2-3 契約の内容に応じ、県産品や県産資材等の使用を推進する。

- 3-2-4 建設工事における総合評価方式において、県内企業との下請け契約や県産資材の使用を評価する。

### 3-3 事業者による雇用環境の整備、多様な人材が活躍する取組の勘案

柔軟な働き方ができる職場環境づくり、仕事と生活の調和など、持続可能な雇用環境の実現に資する取組のほか、障がいの有無、性別や年齢等に関わらず誰もが安心して活躍できるような事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-3-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、ブライト企業の認定を受けるなど働き方改革や雇用環境の整備等を推進する事業者の取組を評価する。

**重点**  
3 企画コンペ等における事業者の取組の評価について、評価項目や加点の方法等を検討します！  
(R6.4~)

- 3-3-2 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、多様な人材の活躍推進に資する事業者の取組を評価する。

**重点**  
3 ※前掲参照

- 3-3-3 熊本県障がい者優先調達推進方針に基づく障害者就労施設等からの優先調達並びにシルバー人材センター、母子・父子福祉団体及び就労訓練事業者からの優先調達を行う。

### 3-4 事業者による県産品の利用の促進、その他活力ある地域経済の振興に資する取組の勘案

県産品の利用を促進する取組や、地域経済の振興に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 3-4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、県産品・県産資材等の使用や地域経済の振興に資する事業者の取組を評価する。

重点  
3

※前掲参照

### 基本理念 4

#### 事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

例えば、SDGs の 17 のゴール達成に向けた取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価することを検討し、契約を通じて更なる取組の促進に繋げる。

- 4-1 契約の内容に応じ、入札参加(者)資格審査格付又は企画コンペ等の契約の相手方を選定する方式において、SDGs 達成に向けた取組や、環境に配慮する取組、社会貢献の取組など、持続可能な社会の実現に資する事業者の取組を評価する。

重点  
3

※前掲参照

- 4-2 物品購入において、熊本県グリーン購入推進方針に基づき、環境物品等の優先的な調達を行う。

## 第2 事業者等との協力（条例第6条）

県及び事業者が相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進する。

## 第3 広報・周知

公契約条例の基本理念や県の取組について、様々な広報媒体を活用し、県民・事業者に向けた効果的な広報・周知を図る。

重点  
4

効果的な方法を検討し、広報・周知を図ります！

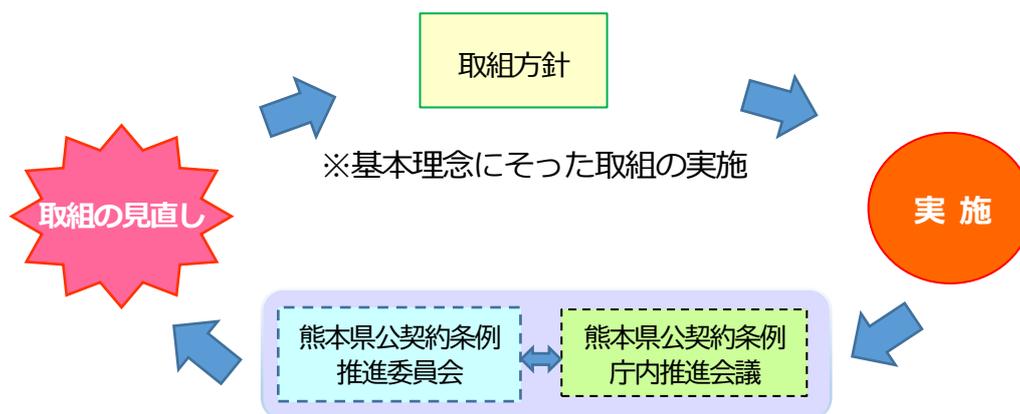
## 第4 取組方針の推進体制

### （1）庁内推進会議における進捗管理等

関係課長で構成する「熊本県公契約条例庁内推進会議」において、取組方針に掲げた取組等の進捗管理や検討等を行う。

### （2）学識経験者及び関係団体の意見聴取（条例第8条）

条例の適切な運用を図るため、学識経験者及び関係団体で構成する「熊本県公契約条例推進委員会」を設置し、取組方針の制定やその後の推進にかかわるような、条例の適切な運用を図るための取組に関する重要な事項について御意見を聴く。



※ 外部有識者会議や庁内推進会議における意見等を踏まえて取組の内容を見直し、必要に応じて取組方針を改定するなど、PDCAを着実に実施することで、取組の充実に繋げる。

### （3）職員の研修等

適正な契約の締結に繋がるよう、職員に対する各種研修を行うとともに、職員の経理等に対する意識向上及び組織的なチェック体制の強化等に取り組む。

## 第5 指定管理者制度における取扱い（条例第9条）

別途策定している「熊本県公の施設の指定管理者制度に係る運用指針」に条例の趣旨を反映させる。

持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例をここに公布する。

令和4年10月12日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第39号

### 持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例

#### (目的)

第1条 この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的な事項を定めることにより、公契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図り、もって県及び事業者等が相互に協力し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払をすべきものをいう。
- (2) 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (3) 事業者等 事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

#### (基本理念)

第3条 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならない。

2 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、そのサービスをより質の高いものとするため、経済性に配慮した上で、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容とするものとする。

3 公契約は、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備及び活力ある地域経済の振興に資するものとするため、公契約の履行に係る業務に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じられた内容でなければならないものとし、その性質又は目的に応じ、その締結に当たって、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会の確保が図られたものとするとともに、次に掲げる取組が勘案された内容とするものとする。

- (1) 事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組
- (2) 事業者による県産品の利用の促進その他の活力ある地域経済の振興に資する取組

4 公契約は、その性質又は目的に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動その他の持続可能な社会の実現に資する取組が勘案された内容とするものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進する責務を有する。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを踏まえ、締結した公契約について、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならない。

2 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとする。

(事業者等との協力)

第6条 県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するよう努めるものとする。

(取組方針)

第7条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとする。

2 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取)

第8条 知事は、この条例の適切な運用を図るため、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第9条 県は、公の施設の管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準じた取扱いを行うものとする。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 第7条第1項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項、同条第2項及び第8条の規定の例により行うことができる。

管調第153号  
令和7年(2025年)9月29日

本庁各課長  
議会事務局総務課長  
各種委員(会)事務局総務担当課長  
教育庁各課長  
警察本部会計課長  
各出先機関長  
企業局総務経営課長  
病院局総務経営課長

様

出納局管理調達課長

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について(通知)

このことについて、令和7年6月26日付け総行行第325号で総務省自治行政局行政課長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知の趣旨を踏まえ、下記により、各発注所属等で適切に御対応いただきますようお願いいたします。

記

1 各所属で取組んでいただきたい事項(詳細は別紙1)

(1) 適切な予定価格の作成

(2) 期中における必要な契約変更の実施

(3) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

・令和7年4月1日から対象業務を拡充しており、各要領等に基づき適切に運用してください。

なお、令和7年9月10日に開催された「地方公共団体における適切な価格転嫁に向けた取組等に係る説明会」(総務省主催)資料を共用キャビネットに掲載していますので、そちらもご参照ください。

共用キャビネット URL

[http://groupware.intra.pref.kumamoto.jp/cgi-bin/lib\\_doc.cgi?bid=1236&docno=323445&mode=view](http://groupware.intra.pref.kumamoto.jp/cgi-bin/lib_doc.cgi?bid=1236&docno=323445&mode=view)

2 国からの価格転嫁等に関連するこれまでの通知等(別紙2)

出納局管理調達課管理班 古庄

TEL 096-333-2581(ダイヤル) 内線 55151

## 総務省通知において、一層の取組を求められている事項

### 1. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への適切な対応

#### (1) 適切な予定価格の作成

需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。

同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこと。

労務費の引上げについて、受注者からの求めがない場合にも、定期的に協議の場を設けることが適当であること。

#### (2) 期中における必要な契約変更の実施

最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更を行うこと。

複数年度にわたる契約については、次の対応を適切に行うこと。

受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う

### 2. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

#### (1) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入

管理調達課所管

#### (2) 低入札価格調査における調査基準及び最低制限価格について

#### (3) 低入札価格調査の実施方法

業務に必要な労務費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取する等により確認することが適当であること。

特に、労務費については、可能な限り次の内容について、調査・確認を行うことが適当であること。調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な労務費が見込まれていないと認められた場合には、落札者としないうり取り扱うことが適当であること。

過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているか。

都道府県別の賃金水準など利用可能な資料により適切な単価で積算されているか。

利用可能な資料を活用すること。

都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃(国土交通省告示)、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標など

### 3. その他

#### [総合評価落札方式]

価格以外のきめ細かな要素を評価することができるよう、調達の性質を踏まえ、必要に応じて、総合評価落札方式を活用すること。

#### [分離・分割発注]

中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とするため、当該調達を分離又は分割することがより効果的・効率的な契約内容の履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を行う

## 〔国からの価格転嫁等に関連するこれまでの通知等一覧〕

年度	年月日	標題
R5	2024/1/12	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(通知)
R5	2024/3/1	ビルメンテナンス業務の公共調達における令和6年度建築保全業務労務単価の活用等について(通知)
R6	2024/5/27	警備業務の公共調達に関する「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について(通知)
R6	2024/8/29	最低賃金額の改定等に伴うビルメンテナンス業務に関する契約金額の変更について(通知)
R6	2024/9/30	一般廃棄物処理業務における「労務費指針」等を踏まえた対応について(通知)
R6	2024/9/30	警備業務の公共調達に関する「労務費指針」を踏まえた対応について(通知)
R6	2024/11/22	低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用について(通知)
R6	2025/2/28	ビルメンテナンス業務の公共調達における令和7年度建築保全業務労務単価の活用等について(依頼)
R7	2025/6/20	「スタートアップ等から公共調達を行う場合の知的財産の保護及び調達の工夫に関するガイドライン」の送付について
R7	2025/6/26	官公需印刷物の入札・契約について(通知)
R7	2025/6/26	地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について(通知)
R7	2025/9/5	「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務のガイドライン」の改正について
R7	2025/9/5	ビルメンテナンス業務に関する契約(公共調達)における令和7年度最低賃金改定を踏まえた契約金額の変更検討について

共用キャビネットにもこれらの通知等を掲載しています。

共用キャビネット URL

[http://groupware.intra.pref.kumamoto.jp/cgi-bin/lib\\_doc.cgi?bid=1236&docno=323417&mode=view](http://groupware.intra.pref.kumamoto.jp/cgi-bin/lib_doc.cgi?bid=1236&docno=323417&mode=view)

総行行第325号  
総行経第3号  
令和7年6月26日

各都道府県会計管理者  
各都道府県契約担当部長  
各都道府県財政担当部長  
各都道府県行政改革担当部長  
各都道府県市区町村担当部長  
各指定都市会計管理者  
各指定都市財政担当局長  
各指定都市契約担当局長  
各指定都市行政改革担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
( 公 印 省 略 )  
総務省自治行政局行政経営支援室長  
( 公 印 省 略 )

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）

政府においては、賃上げを成長戦略の要と位置付け、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「官」が先導して取組を進める観点から、働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることとしています。

総務省においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和7年4月22日付け総務省自治行政局長通知）等により、地方公共団体に対し、適切な価格転嫁のための取組として、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用等の取組を行っていただくよう周知してきたところです。

また、「経済財政運営と改革の方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定。以下「実行計画」という。）においても、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等の取

組を進めることとされています。

このため、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁を実現する観点から、地方公共団体の入札・契約手続において留意いただきたい事項を下記のとおりお示ししますので、貴職におかれましては、適切な価格転嫁に向けた一層の取組をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への適切な対応

#### (1) 適切な予定価格の作成について

地方公共団体の発注に当たっては、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。

また、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこと。

なお、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会）では、「発注者としての行動②」として、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて 1 年に 1 回や半年に 1 回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」とされているため、受注者からの求めがない場合にも、定期的に協議の場を設けることが適当であること。

#### (2) 期中における必要な契約変更の実施について

最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更を行うこと。

また、複数年度にわたる契約については、

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項（スライド条項）を契約に定めておく
- ・ 受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う

等の対応を適切に行うこと。スライド条項を設けるに当たっては、公共工事におけるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 26 条）も参考とすること。

さらに、指定管理者制度においても、賃金水準の変動等を踏まえ指定管理料を毎年度見直すことや、その旨をあらかじめ協定に定めておく等、適切に対応すること。なお、指定管理者制度や民間委託における資材価格の高騰や賃金上昇等への対応事例及び対応状況について

は、「資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査のとりまとめ結果及び指定管理者制度等の運用の留意事項について」（令和7年6月26日付総行経第2号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）において示しているので、参考とすること。

## 2. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

### (1) 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入について

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁が確保され、賃上げの流れが地方に波及することで、地域経済の活性化等にも資するものであり、実行計画においても、「特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。」とされていることを踏まえ、原則として全ての入札において制度を導入することについて積極的に検討されたいこと。

なお、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況等については、現在、フォローアップ調査を実施しているところであるが、実行計画において、「自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。」とされていることを踏まえ、当該フォローアップ調査の結果については、地方公共団体ごとの導入状況等を「見える化」して公表する予定としていることに留意いただきたいこと。

### (2) 低入札価格調査における調査基準及び最低制限価格について

低入札価格調査における調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格は、各地方公共団体において、概ね、予定価格の一定割合で設定されている状況にあるが、この割合については、各種法令を遵守できる適正な割合とする必要があること。

なお、工事請負契約に係る調査基準価格の設定に関しては、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（令和4年3月4日最終改正）により、予定価格の100分の75から100分の92の範囲内で設定するとされていること等も参考とすること。また、実行計画においては、「最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する」とされていることから、各業所管省庁における対応も参考とすること。

### (3) 低入札価格調査の実施方法について

低入札価格調査を実施するに際しては、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な労務費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取する等により確認することが適当であること。特に、労務費については、

- ・ 過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか
- ・ 都道府県別の賃金水準など利用可能な資料（※）により適切な単価で積算されているか否か

についても可能な限り調査・確認を行うことが適当であること。

なお、低入札価格調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な労務費が見込まれていないと認められた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としないうり扱うことが適当であること。

(※) 例えば、都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃(国土交通省告示)、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標など

### 3. その他

- 価格以外のきめ細かな要素を評価することができるよう、調達の本質を踏まえ、必要に応じて、総合評価落札方式を活用すること。
- 中小企業・小規模事業者が地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、少額随意契約におけるオープンカウンター方式を採用する場合においても、当該調達の性質に応じ、応募できる者の事業所の所在地に関する必要な資格等を適切に定めるとともに、上記1及び2(3)の内容等を踏まえ、当該調達に参加した者の見積書の金額が不当に低いものとなっていないか確認するなど、適切に対応すること。
- 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とするため、当該調達を分離又は分割することがより効果的・効率的な契約内容の履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を行うこと。

## 【参考1】経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

### 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

#### 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

##### (1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」<sup>5</sup>に基づく取組として、低入札価格調査制度<sup>6</sup>及び最低制限価格制度<sup>7</sup>の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」<sup>8</sup>に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保<sup>9</sup>等<sup>10</sup>を進める。

5 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定）。

6 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としないうこととすることができる制度。

7 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

8 令和7年4月22日閣議決定。

9 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

10 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

## 【参考2】地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

### 6. 政策パッケージ

#### (1) 安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

##### ②魅力ある働き方・職場の創出

###### i. 実質賃金の引上げ等

2029年度までの5年間で、実質賃金で年1%程度の上昇を賃上げの新たな水準であるとのノルム（社会通念）として定着させる。このため、地域経済において大半を占める中小企業・小規模事業者を対象に、サービス業等の12業種について業種別の「省力化投資促進プラン<sup>28</sup>」を策定するなど、経営変革に向けたきめ細かな支援策の充実や、低入札価格調査制度<sup>29</sup>・最低制限価格制度<sup>30</sup>の導入拡大等を通じた官公需の価格転嫁の促進、医療・介護・障害福祉分野等エッセンシャルワーカーの職員の処遇改善等を進める。あわせて、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。

28 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（2025年6月13日閣議決定）

29 最低の価格で申込みをした者について調査を行い、契約に適合した履行がされないおそれがある等の場合に、その者を落札者としないうこととすることができる制度。

30 あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度。

【参考3】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4兆円（2023年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があります、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。

- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

### ③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

### ④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。

- 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- NPO等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの要否の検討を含め、的確な対応を進める。